埼玉県公安委員会規程第7号

自動車運転代行業事務手続規程を次のように定める。

平成 14 年 5 月 31 日

埼玉県公安委員会委員長

自動車運転代行業事務手続規程

(趣旨)

第1条 この規程は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成 13 年法律第 57 号。以下「法」という。)及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令(平成 14 年内閣府令第 35 号)で読み替えて適用する道路交通法施行規則(昭和 35 年総理府令第 60 号。以下「読替え後の道路交通法施行規則」という。)に基づく埼玉県知事との協議等の事務手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議)

- 第2条 法第5条第4項の規定による協議は、認定に関する協議書(別記様式第1号)に、認定申請書の写し、国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則 (平成14年国土交通省令第62号)第2条に規定する書類その他必要な書類を添えて送付することにより行うものとする。
- 2 法第7条第2項の規定による協議は、認定取消しに関する協議書(別記様式第2号)に必要な書類を添えて送付することにより行うものとする。
- 3 法第23条第3項の規定による協議は、営業停止命令に関する協議書(別記様式第3号) に必要な書類を添えて送付することにより行うものとする。
- 4 法第24条第2項の規定による協議は、営業廃止命令に関する協議書(別記様式第4号) に必要な書類を添えて送付することにより行うものとする。

(通知)

- 第3条 法第8条第2項の規定による通知は、変更届出に関する通知書(別記様式第5号)を 送付することにより行うものとする。
- 2 法第9条第3項の規定による通知は、認定証の返納に関する通知書(別記様式第6号)を 送付することにより行うものとする。

3 法第22条第1項の規定による通知は、指示に関する通知書(別記様式第7号)を送付することにより行うものとする。

(自動車の運転の管理に関する教習)

第4条 読替え後の道路交通法施行規則第9条の9第1項第2号に規定する自動車の運転の管理に関し公安委員会が行う教習を受けようとする者から申請があったときは、必要な教習を行うものとする。

附則

この規程は、平成14年6月1日から施行する。

附 則(平成14年6月25日公安委員会規程第9号)

この規程は、平成14年7月1日から施行する。

附 則(平成27年3月25日公安委員会規程第6号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和4年5月13日公安委員会規程第4号)

この規程は、令和4年5月13日から施行する。

年 月 日

認定に関する協議書

埼玉県知事 殿

埼玉県公安委員会

年 月 日、別添1 (認定申請書の写し)のとおり、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第5条第1項の規定による認定の申請があったので、同条第4項の規定に基づき、別添2 (国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則第2条に定める書類の写し)の書類を添えて協議します。

意見があれば、 年 月 日までに文書をもって回答願います。 期日までに回答がない場合には、本協議に対し同意があったものとして取り扱います。

- 1 申請者の氏名又は名称
- 2 予定している処分の内容
- 3 理由

年 月 日

認定取消しに関する協議書

埼玉県知事 殿

埼玉県公安委員会

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり認定の取消しを行う予定であるので、同条第2項の規定に基づき協議します。

意見があれば、 年 月 日までに文書をもって回答願います。

期日までに回答がない場合には、本協議に対し同意があったものとして取り扱います。

- 1 認定取消しの対象となる自動車運転代行業者
 - (1) 認定年月日
 - (2) 認定証番号
 - (3) 氏名又は名称
 - (4) 住所
- 2 認定取消しの理由

年 月 日

営業停止命令に関する協議書

埼玉県知事 殿

埼玉県公安委員会

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律

第23条第1項

の規定

第25条第2項第2号

により、次のとおり営業停止命令を行う予定であるので、第23条第3項の規定 に基づき協議します。

意見があれば、 年 月 日までに文書をもって回答願います。

期日までに回答がない場合には、本協議に対し同意があったものとして取り扱います。

- 1 営業停止命令の対象となる自動車運転代行業者
 - (1) 認定年月日
 - (2) 認定証番号
 - (3) 氏名又は名称
 - (4) 住所
- 2 営業停止の内容等

別紙のとおり

別紙

| 命令年月日 | |
|-----------------|--|
| (予定) | |
| 営業停止命令 の 内 容 | |
| 営業停止命令を行う理由 | |
| その他参考事項 | |

(注) 「その他参考事項」欄には、当該自動車運転代行業者の過去の指示歴、前 歴の回数等を記載すること。

年 月 日

営業廃止命令に関する協議書

埼玉県知事 殿

埼玉県公安委員会

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第24条第1項 の規定 第25条第2項第3号 により、次のとおり営業廃止命令を行う予定であるので、第 24 条第2項の規定 に基づき協議します。

意見があれば、 年 月 日までに文書をもって回答願います。

期日までに回答がない場合には、本協議に対し同意があったものとして取り扱います。

- 1 営業廃止命令の対象となる者
- 2 営業廃止命令を行う理由

年 月 日

変更届出に関する通知書

埼玉県知事 殿

埼玉県公安委員会

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第8条第1項の規定により、次のとおり変更の届出がされたので、変更届出書の写しを添えて、同条第2項の規定に基づき通知します。

- 1 変更の届出を行った自動車運転代行業者
 - (1) 認定年月日
 - (2) 認定証番号
 - (3) 氏名又は名称
 - (4) 住所
- 2 変更事項等

別添(変更届出書の写し)のとおり。

第 号 年 月 日 認定証の返納に関する通知書 埼玉県知事 殿 埼玉県公安委員会 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第9条第1項の規定により、次 のとおり認定証が返納されたので、当該認定証の写しを添えて、同条第3項の規 定に基づき通知します。 1 認定証を返納した自動車運転代行業者 (1) 認定年月日 (2) 認定証番号 (3) 氏名又は名称 (4) 住所 (5) 返納年月日 2 認定証を返納した理由 取扱者の氏名及び連絡先

年 月 日

指示に関する通知書

埼玉県知事 殿

埼玉県公安委員会

第22

年 月 日、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律

第25

条第1項

の規定により指示を行ったので、次のとおり通知します。

条第2項第1号

- 1 指示を行った自動車運転代行業者
 - (1) 認定年月日
 - (2) 認定証番号
 - (3) 氏名又は名称
 - (4) 住所
- 2 指示事項等

別紙のとおり

別紙

| 指示年月日 | |
|---------|--|
| 指示事項 | |
| 指示の理由 | |
| その他参考事項 | |

(注) 「その他参考事項」欄には、当該自動車運転代行業者の過去の指示歴、現 在の累積点数等を記載すること。